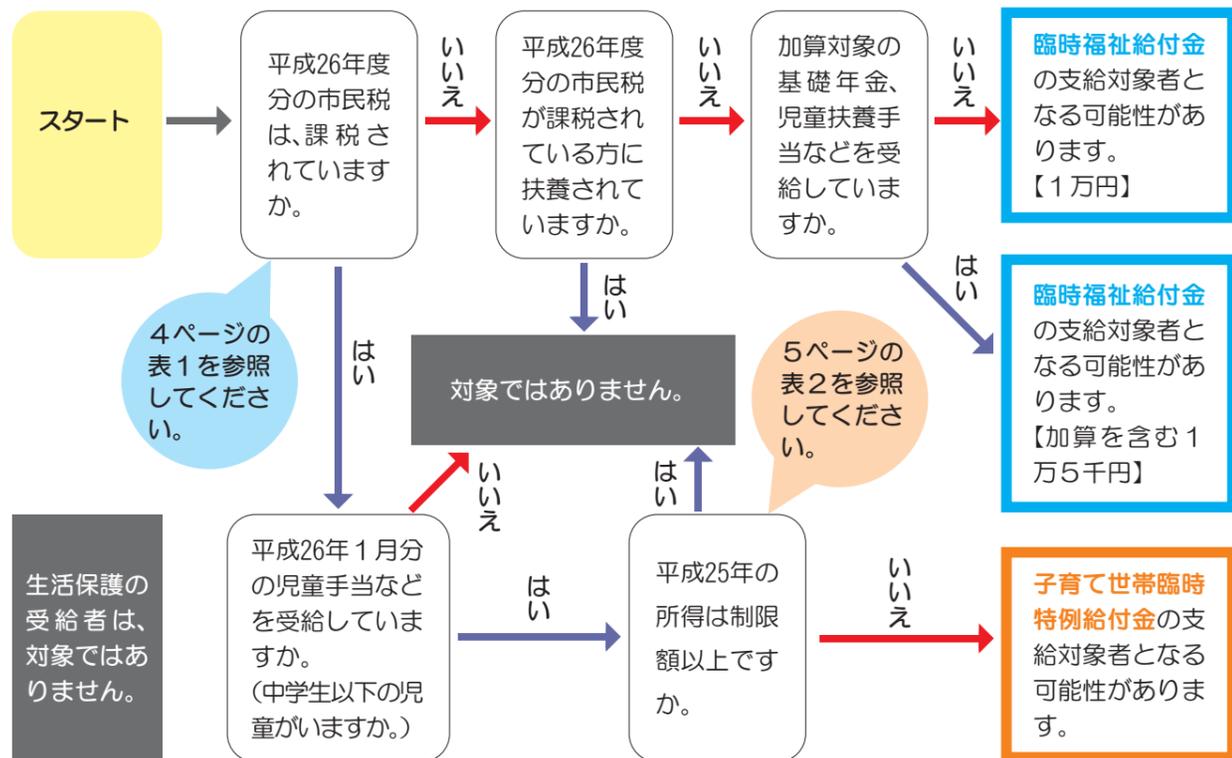


### 対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日です



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。詳しくは、本庁地域福祉課 臨時福祉給付金室へ

# お知らせします 二つの給付金



消費税率の引き上げに伴い、対象者に臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金を支給します。受け取ることができるのは、どちらか一つの給付金で、1回限りの支給となります。

## 子育て世帯臨時特例給付金

対象者  
本年1月分の  
**児童手当の受給者**

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者などは除く

子ども1人につき1万円

## 臨時福祉給付金

対象者  
**市民税の非課税者**

※課税者の扶養親族や生活保護受給者などは除く

1人につき1万円  
年金や児童扶養手当などの受給者は1万5千円

### 給付金の概要

ことし4月から消費税率が8%に引き上げられました。この消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への影響を考慮し暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。また子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図るため子育て世帯臨時特例給付金の支給を行います。

### 臨時福祉給付金

- ▽支給対象者  
平成26年1月1日時点で、次の条件を満たしている方  
①本市の住民基本台帳に登録されている方  
②平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次の場合は対象外です  
\* 市民税(均等割)が課税されている方に扶養されている場合  
\* 生活保護の受給者など
- ▽支給額  
対象者1人につき1万円。ただし、次の年金や手当などの受給者は1人5000円加算  
\* 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など

表2 児童手当の所得制限限度額

扶養親族などの数	限度額目安(所得ベース)
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

### 給付金の申請

二つの給付金の対象と思われる方へ、6月下旬までに申請書を郵送します。申請方法は、申請書に同封の「お知らせ」をご覧ください。なお子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる公務員の方には、申請書を郵送しません。職場から交付される証明書などをお持ちになって申請してください。

- 申請に必要な書類など
- \* 申請書(公務員の方は、職場から交付される証明書を添付)
- \* 本人確認書類(運転免許証など)
- \* 指定した口座の通帳など
- \* 印鑑

表1 市民税が課税されない所得水準の目安

【給与所得者】		【公的年金などの受給者】	
区分	非課税限度額(給与収入ベース)	区分	非課税限度額(年金収入ベース)
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
1人扶養	137.8万円		65歳未満 98万円
2人扶養	約168万円	1人扶養	65歳以上 192.8万円
3人扶養	約209万円		65歳未満 約147万円

\* 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当など

### 子育て世帯臨時特例給付金

- ▽支給対象者  
\* 平成26年1月分の児童手当を受給している方(公務員を含む)
- \* 平成25年分の所得が、児童手当の所得制限限度額に満たない方
- ▽対象児童  
平成26年1月分の児童手当の対象児童。ただし、次の場合は対象外です  
\* 生活保護の受給者

### 受付期間(6カ月)

- ▽臨時福祉給付金  
7月1日(火)～12月26日(金)
- ▽子育て世帯臨時特例給付金  
6月20日(金)～12月19日(金)
- ※6月～7月に設置する本庁特設会場のみ土日受け付けます。祝日は受け付けません

### 受付時間

午前9時～午後5時

### 受付場所

- ※子育て世帯臨時特例給付金のみ受け付け
- ▽本庁 特設会場：まなび学園
- ▽各総合支所 臨時福祉給付金受付窓口
- ◆7月1日(火)～31日(木)  
※臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を受け付け
- ▽本庁 特設会場：まなび学園
- ▽各総合支所 臨時福祉給付金受付窓口
- ◆8月1日(金)～それぞれの給付金の受付期限
- ※臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を受け付け
- ▽本庁 新館 臨時福祉給付金室
- ▽各総合支所 市民サービス課